“熱意のある”企業や商業団体の活動を支援します

～ 企業融資・支援制度紹介 ～

新たな技術の習得や製品の開発、工場の新築・増築、販路拡張を目指す企業の皆さん、市の各種制度を活用してください！

中小企業融資

産業振興課商工振興係　☎(63)2182

市は、市内金融機関や県信用保証協会と連携して、制度融資の充実を図っています。

①設備資金
資金使途　設備
限度額　2,000万円（個人・法人）
5,000万円（組合）
期　間　10年以内
条　件　市内で同一事業を１年以上営む中小企業者

②経営安定化資金
資金使途　運転
限度額　2,000万円（個人・法人）
3,000万円（組合）
期　間　７年以内
条　件　市内で同一事業を１年以上営む中小企業者

③創業資金
資金使途　設備・運転
限度額　500万円　（個人・法人）
2,000万円（組合）
1,000万円（事業転換・新分野進出）
期　間　５年以内
条　件　20歳以上の市内在住者で、市内で創業する者

④小口元気アップ資金
資金使途　設備・運転
限度額　1,250万円（個人・法人）
期　間　７年以内
条　件　市内で同一事業を１年以上営む小規模企業者

⑤経営向上借換資金
限度額　借換・運転
限度額　3,000万円（個人・法人）
（新規に借り入れる運転資金は申込額の３分の１以内）
期　間　10年以内
条　件　市内で同一事業を１年以上営む中小企業者
※別途条件あり

⑥緊急経営対策特別資金
資金使途　運転
限度額　2,000万円（個人・法人）
3,000万円（セーフティネット認定を受けた者）
期　間　７年以内（被災要件の場合８年以内）
条　件　市内で同一事業を１年以上営む中小企業者
※別途条件あり

■①・②・④～⑥の取り扱い窓口
足利銀行・筑波銀行・鹿沼相互信用金庫・栃木銀行の市内各本支店、商工組合中央金庫宇都宮支店
■③の取り扱い窓口　　産業振興課商工振興係（市役所新館５階）

保証料補助
市制度融資を利用する場合、市が信用保証料を全額補助します。（一部上限等あり）

商業関連支援

産業振興課商工振興係　☎(63)2182

補助金名	内　　容	補助率、補助限度額
講師委託事業 （商工業振興等研修事業補助金）	調査・研究・研修事業等の補助	組合・グループ　対象経費の３分の２以内 単独事業所　対象経費の２分の１以内 限度額10万円
個店整備事業補助金 （商業活性化推進事業補助金）	シースルーシャッターまたはネオンサイン等の整備補助	対象経費の３分の１以内 限度額50万円
販売促進等共同経済事業補助金 （同上）	団体等が行う広告紙や看板等の作成費補助	対象経費の30％以内
空き店舗等活用新規出店支援事業補助金 （同上）	市内で、空き店舗等を活用して行う新規出店の際の、店舗家賃・経営指導等の費用	店舗家賃　対象経費の２分の１以内 限度額３万円／月　３年以内 経営指導　対象経費の３分の１以内 限度額６万円　初年度のみ
共同施設整備事業補助金 （地域商店会等運営支援事業補助金）	共同施設や設備の設置補助	対象経費の30％以内

工業関連支援

産業振興課商工振興係　☎(63)2182

補助金名	内　　容	補助率、補助限度額等
新製品・新技術開発等支援事業補助金	新製品・新技術に関する試作開発費または技術研究に要する経費を補助	補助対象経費の２分の１以内（企業） ３分の２以内（団体） 限度額20万円
特許等出願支援事業補助金	特許権や実用新案権等の出願に要する経費を補助	補助対象経費の２分の１ 特許権は限度額20万円 その他は限度額10万円
ＩＳＯ等認証取得支援事業補助金	ＩＳＯシリーズ、エコアクション21等の取得補助	補助対象経費の２分の1 限度額20万円
販路拡張支援事業補助金	地場産業製品の販売促進事業に要する経費を補助	補助対象経費の２分の１ 限度額30万円 自社製品カタログ作成費・自社ホームページ新規作成費は限度額５万円
展示会出展支援事業補助金	地場産業製品の販路拡大を目的とした見本市等への出展事業に要する経費を補助	補助対象経費の２分の1 国内展示会は限度額30万円 国外展示会は限度額50万円
先端機械等導入支援事業補助金	先端技術設備として導入した機械設備の購入費およびリース料に要する経費を補助	補助対象経費の２％以内（購入） 年間経費の10％以内（リース） いずれの場合も限度額20万円

企業内子育て環境アップ事業

産業振興課総務係　☎(63)2181

働きながら安心して、出産・子育てができるまちづくりを進めるため、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に補助事業を行っています。詳しくは、産業振興課へお問い合わせください。

農林商工連携・６次産業化支援

産業振興課産業振興係　☎(63)２196

補助金名	内　　容	補助率、補助限度額等
農林商工連携・６次産業化支援事業補助金	農林商工の複数の事業者が連携して行う新製品・新商品の開発事業等、または６次産業化事業の支援	対象経費の２分の１以内 ３年間の累計限度額は100万円 ※事業期間は３年以内

工場等の新築・増築・移転への各種支援

産業振興課産業誘致推進室　☎(63)2266

①宇都宮西中核工業団地、武子工業団地への新規立地支援

補助金名	対象業種	条　件	補助額	交付期間
工業団地立地奨励補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地は、製造業のみ）	1．新規取得であること（居抜き等の取得は対象外） 2．その他共通条件	用地取得額の10分の１以内	操業開始した年度、または翌年度の１回
工業団地立地促進補助金		1．土地を取得、または前記土地取得者との賃貸借により工場等を操業 2．固定資産税の完納 3．投下固定資産額が１億円以上（中小企業は５千万円以上） 4．その他共通条件	固定資産税(土地、建物、償却資産）相当額	操業開始後に課税された年度から５年間（総額３億円を限度）

○その他共通条件

・土地売買契約日から５年以内に操業
・常用雇用者５人以上

②工場立地が可能な土地への支援

補助金名	対象業種	条　件	補助額	交付期間
工場適地立地促進補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地は、製造業のみ）	1．2,000㎡以上の土地に新設、増設、移設し、工場等を操業（工業団地は取得後３年以内に操業。既存敷地内の増設は、生産施設の増築を伴うものに限る） 2．固定資産税の完納 3．投下固定資産額が２億円以上（中小企業は５千万円以上） 4．常用雇用者が 20人以上(中小企業は 10人以上)	投下固定資産額（固定資産税課税標準額）の２％以内	操業開始後に課税された年度から３年間（各年度1,000万円を限度）

③工場等の新築・増築・移転に伴う、新たな雇用への支援
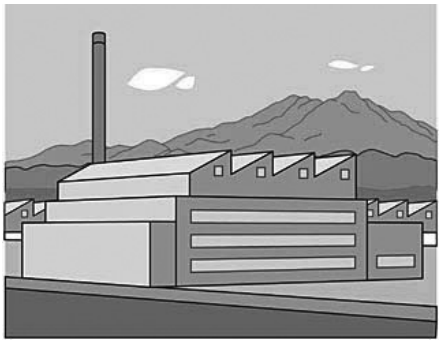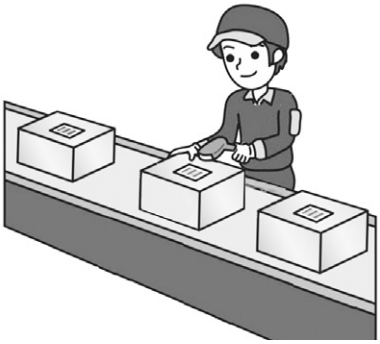
補助金名	対象業種	条　件	補助額	備　考
雇用創出補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地は、製造業のみ）	1．工業団地立地促進補助金または工場適地立地促進補助金の交付要件を満たしていること 2．新規常用雇用者が５人以上で、１年以上継続雇用されていること	市内新規常用雇用者１人当たり10万円	交付は１回のみ